

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>県産農畜水産物等の輸出拡大に向け、輸出に意欲を有する県内事業者に対して、県が行う輸出業務を委託することで、実務経験を通じてノウハウを蓄積した地域商社の育成を図る。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>輸出業務は専門性及び機動性が求められるため、民間事業者の能力を活用することが効果的である。また、地域商社の育成という事業目的からも実務経験を積む機会として委託が必要である。</p> <p>本事業は輸出事業者育成の観点から原則3年間同一事業者に継続して委託するものである。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>令和7年の受託事業者となった株式会社ジェック経営コンサルタント（以下、ジェック）は台湾市場をターゲットと定め、県内生産者及び加工事業者の相談対応、展示会への出展等を企画提案し実施した。</p> <p>令和8年2月5日に行った「輸出事業者育成による県産農畜水産物等輸出拡大事業委託業務受託者評価会議」において、評価員から今年度の実績を評価され、来年度の事業について「継続可」と承認を得た。</p> <p>以上のことから、本業務を実施するのは、「ジェック」しかない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。